

市営住宅だより

【発行】藤沢市役所 計画建築部
住まい暮らし政策課
【TEL】0466(50)3541

市営住宅使用料の 収納方法が変わります!

「eLTAX」と「地方税統一QRコード(eL-QR)」を活用した公金収納を
2026年10月から順次開始します。

◆市の機関における収納窓口の終了

市役所本庁舎や各市民センターにおける収納窓口は、
電子納付など納付方法の多様化が進むことから、

2027年(令和9年)3月31日で 終了 します。

毎月お支払いをいただいている住宅使用料については、口座振替を
ご利用いただくと、毎月月末に口座から自動的に引き落としになります
ので、納め忘れがなく安心で大変便利です。

現在口座振替の登録がお済みでない方は、口座振替の登録について
ご検討をお願いします。



STEP1

「藤沢市 Web 口座」
と検索!

藤沢市ホームページ

注意事項を確認し、住宅使用料
を選択、専用申込サイト
「ウェブ口座振替受付サービス」
へのリンクをクリック。

STEP2

基本情報・住宅情報
を入力!

申込受付サイト

基本情報(氏名、住所、生年月日、
メールアドレス等)を入力。住宅
の情報(住宅番号等)を入力。
入力内容を確認の上、金融機関
を選択。(金融機関サイトへ)

STEP3

口座情報を入力!

金融機関サイト

口座情報を入力。(金融機関が
印鑑照合に代わる本人確認を
行います。)金融機関サイトでの
手続き完了後、「収納機関へ戻
る」ボタンを押して手続き完了。

受付完了メールを受信



あとは
待つだけキュン!

口座振替の開始(開始通知書の受取り)



※金融機関で直接お申し込みされる場合は、市内の金融機関の窓口申込用紙が備え付けてあります
ので、取扱金融機関へ「本人確認書類(運転免許証等)」、「通帳」、「通帳印」を持参し、お申し込みください。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

市営住宅使用料は 期限内に納付しましょう!!

3ヶ月以上のお支払いがない場合は
住宅の明け渡しをしなければならなくな
りますので、ご注意ください。

※失業等で生活困窮に至り、使用料の支払いが
困難になった場合は、ご相談ください。福祉部門
へつなぎ、生活状況の悪化を防ぐことができる
場合があります。

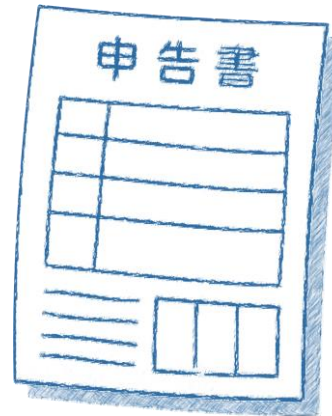


◆快適な共同生活を送るために...



◆ 収入申告書は必ずご提出ください!

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入、家族構成や住宅条件に応じて決定されます。令和9年4月から1年間の家賃を決めるためには、令和7年1月1日から同年12月31日までの収入の申告が必要となります。収入申告書は、家賃を決めるための大切な書類で毎年申告義務がありますので、期限内(7月下旬)に必ず提出してください。詳しくは、収入申告書に同封されている「収入申告書・入居者記入見本等」をご参照ください。



収入申告書の提出がない場合は
民間賃貸住宅並みの家賃になりますので
ご注意ください!



◆ 収入超過者・高額所得者について

市営住宅は、住宅に困っている収入の低い方等のために、安い家賃で使用していただく目的で建設したものです。したがって、入居後に収入が増加し、収入基準を超えた場合には、次のような義務が生じます。

① 住宅の明渡し努力義務(収入超過者)

市営住宅に引き続き3年以上居住し、収入が一定基準を超える方は、家賃が割増になるとともに、自主的に住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

② 住宅の明渡し義務(高額所得者)

収入超過者のうち、市営住宅に引き続き5年以上居住し、最近2年間の収入が一定基準を超える方(高額所得者)は、近傍同種家賃(民間相当の家賃)が適用となり、市から明渡し請求があった場合、住宅を明け渡さなければなりません。

※収入超過者又は高額所得者として認定された方には、その旨を記載した収入認定通知書等を発送していますので、ご確認ください。

※なお、一度収入超過者又は高額所得者として認定された方でも、退職等の理由で収入が減少し、これらの認定者でなくなる場合もありますので、その旨を指定管理者へ届け出てください。



◆ 収入超過者・高額所得者への措置について

市営住宅は、住宅にお困りの比較的収入の少ない方を対象とした公共賃貸住宅です。入居した後も申込みのときと同じように収入基準があり、入居後収入が増加し「収入超過者」となれた方には住宅の明渡し努力義務が、「高額所得者」となれた方には住宅の明渡し義務が、それぞれ公営住宅法等で課せられています。高額所得者の方については、自主的に明渡しをしていただけない場合、法的な措置によって住宅を明渡ししていただくことになりますので、ご注意ください。収入超過者・高額所得者の方は民間住宅、UR都市機構(旧公団)賃貸といった公的住宅等への自主的な転居をお願いします。収入超過者及び高額所得者の認定基準については、以下のとおりです。



基準額	
収入超過者	所得月額 158,000円超 (裁量階層世帯※は214,000円超)
高額所得者	高額認定月額 313,000円超

※裁量階層世帯とは、高齢者のみで構成された世帯、心身障がい者を含む世帯(手帳ごとに等級の基準があります)、小学校就学前の子どもがいる世帯などです。

◆ 指定管理者 及び お問い合わせ先

令和4年4月1日から、(一社)かながわ土地建物保全協会(湘南サービスセンター)が市営住宅の指定管理業務を行っております。何か困ったことや、各種手続きについてわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。なお、土日祝日、夜間の緊急修繕などは緊急連絡センターまでお電話ください。※藤沢北警察署近くの「藤沢市まちづくり協会ビル」は別の建物です。名称が類似している法人が複数入居しておりますので、お間違えのないようお気を付けください。

〒252-0804 藤沢市湘南台4丁目5番地の10 大嶋ビル1階(湘南台駅より徒歩約5分)
TEL:0466-43-7732 FAX:0466-43-7734 緊急連絡センター:045-212-1889

